

第 7 5 号議案

品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例

品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 2 9 年品
川区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表品川区奨学金運営委員会の項の次に次のように加える。

品川区給付型大学奨学金運営委員会	1 4 , 0 0 0 円
------------------	---------------

別表品川区防災会議の項の次に次のように加える。

品川区災害弔慰金等支給審査委員会	会長	2 3 , 0 0 0 円
	委員	2 0 , 0 0 0 円

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）品川区給付型大学奨学金運営委員会および品川区災害弔慰金等支給
審査委員会の委員の報酬日額を定める必要がある。